

令和7年9月

東大阪市成年後見制度利用支援事業 Q&A

問1. 成年後見制度利用支援制度の対象者はどのような人でしょうか。

給付対象者は、原則、市内に居住する者であって、以下の要件に該当する場合です。

1. 申立て費用助成については、審判確定日及び申請日に居住するもので、以下のいずれかに該当する者

- (1)生活保護受給者
- (2)中国残留邦人等支援給付受給者
- (3)資産、収入等の状況について、次の①から②までのいずれにも該当し、生活保護受給者に準ずると認められる者
 - ①対象者の収入から生活に必要な経費や申立て費用(助成対象経費に限る)を控除した額が、生活保護基準額未満であること
 - ② 対象者の預貯金その他の資産の合計額が50万円未満であること

ただし、市内に居住する場合でも、以下に該当するときは給付対象となりません。

- (ア)成年後見人等が配偶者又は4親等内の親族である場合
- (イ)成年後見人等が任意後見人である場合
- (ウ)住所地特例・居住地特例により他市が保険者となり給付費の決定を行っている方、もしくは他市の生活保護実施機関により生活保護を受給している方
- (エ)成年被後見人等又はその者の成年後見人等が、他の自治体や他団体により申立て費用給付を受けることができる場合
- (オ)申立てをしたが、対象者の死亡等により審判が出なかったとき

2. 報酬給付については、報酬付与の審判日及び申請日に居住するもので、以下のいずれかに該当する者

- (1)生活保護受給者
- (2)中国残留邦人等支援給付受給者
- (3)資産、収入等の状況について、次の①から②までのいずれにも該当し、生活保護受給者に準ずると認められる者
 - ①入院・入所に関わらず、対象者の収入から生活に必要な経費や在宅の給付限度月額である28,000円を控除した額が、生活保護基準額未満であること
 - ② 対象者の預貯金その他の資産の合計額が50万円未満であること

ただし、市内に居住する場合でも、以下に該当するときは給付対象となりません。

- (ア) 成年後見人等が配偶者又は4親等内の親族である者である場合
- (イ) 成年後見人等が任意後見人や市民後見人である場合
- (ウ) 住所地特例・居住地特例により他市が保険者となり給付費の決定を行っている方、もしくは他市の生活保護実施機関により生活保護を受給している方
- (エ) 成年被後見人等又はその者の成年後見人等が、他の自治体や他団体により、対象者にかかる成年後見人等の報酬給付を受けることができる場合

問1の2. 「資産、収入等の状況において、預貯金その他資産の合計が50万円未満であり、生活保護受給者に準ずると認められる者」とはいつの時点の挙証で判断するのでしょうか。

預貯金等については、審判申立て月の前月末の状況にて判断いたします。

なお、生活保護受給状況や中国残留邦人等支援給付受給の状況は申請日の状態を持って判断いたします。

問2. 本市に居住する者のうち、「生活保護受給者」、「中国残留邦人等支援給付受給者」の要件は東大阪市が実施機関である者と考えてよいか。

お見込みのとおりです。原則、本市が実施機関として生活保護等を実施している者としてします。

問3. 住所地特例施設等の取り扱いについて教えてください。

(1)他市の住所地特例施設等に入所し、本市が保険者もしくは給付決定している場合

『介護保険法』による住所地特例や『障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律』の居住地特例の規程に基づき、本市が保険者等、もしくは給付費の決定を行っている方は以下のように取り扱います。

- ① 他市で生活保護等を受給している方は生活保護等の実施機関の自治体で確認ください。
- ② 生活保護を受給していない方で、本市が介護保険者等の保険者の場合は本市に相談ください(※1)

(※1) ただし、施設所在地の市町村で報酬給付制度の対象となる場合はこの限りではありません。

(2)本市の住所地特例施設に入所し、他市が保険者もしくは給付決定をしている場合

他市が保険者等、もしくは給付費の決定を行っている方は以下のように取り扱います。

- ① 本市で生活保護等を受給している方は本市の給付対象となります。
- ② ①以外の方は東大阪市成年後見制度利用支援事業の対象外となります。

問4. 長期入院患者の取り扱いについて教えてください。

病院等に長期入院している方は以下のように取り扱います。

(1) 生活保護等を受給している方

- ① 本市で生活保護等を受給している方は本市の給付対象となります。
- ② 他市で生活保護等を受給している方は本市の給付対象外となります。

(2) 生活保護等を受給していない方

①本市に所在する病院に入院する方

- (ア) 帰来先(※1)が本市にある場合は本市(※2)
- (イ) 帰来先が他市にある場合は他市

②他市に所在する病院に入院する方

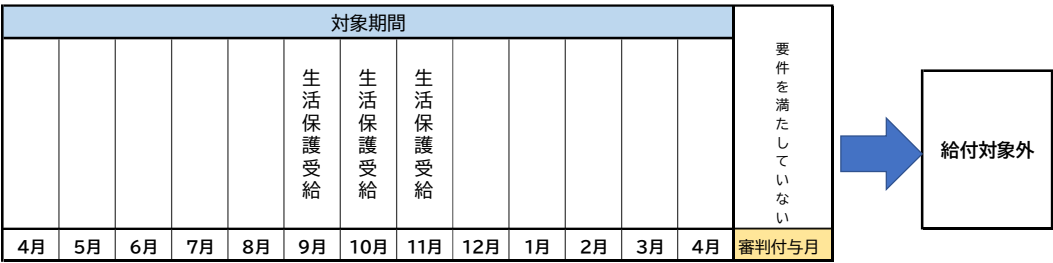
- (ア) 帰来先が本市にある場合は本市(※2)

(※1)帰来先とは「復帰の意思があり、かつ、その場所に復帰して起居を継続していくことが期待される居住地」の事を指します。

(※2)ただし、帰来先が住所地特例施設等の場合は問3を確認ください。

問5. 対象期間中に生活保護を受給するなど、要件を満たす月があったものの、報酬付与審判時点や現時点では要件を満たしていない。この場合、要件を満たす月のみ報酬助成が受けられるのか。

本市の報酬給付等は後見開始審判による確定日や報酬付与審判時において、後見人等への報酬等を支払う資力がない方に対し、その費用の全部もしくは一部を助成する制度となります。そのため、対象期間中の一部の月において、要件を満たしていたとしても給付の対象としておりません。



問6. 報酬給付等の対象になるのは後見人の場合のみですか。

後見以外でも保佐や補助の場合も要件を満たす場合は対象※となりますまた、後見監督人の報酬も対象とします。(ただし、後見人等の報酬と併せて上限額までの助成となります。)

※任意後見人・市民後見人は対象外となります。

問7. 家庭裁判所の後見審判もしくは報酬付与審判が出た後、いつまでに申請しなくてはいいませんか。

審判後は原則、6カ月以内に申請してください。

問8. 『在宅』と『入院・施設』の区分について教えてください。

本市では対象月の月の初日における対象者の状態にて報酬給付分類を判断します。

分類	判断基準	備考
在宅	生活の主体が在宅の者	
入院	病気治療のため病院等に入院している者	
施設	施設にて生活している者	【高齢】 ①介護老人福祉施設、②地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、③介護老人保健施設、④介護医療院、⑤介護療養型医療施設、⑥住宅型養護老人ホーム 【生活保護】 ⑦救護施設、⑧更生施設、⑨宿所提供施設 【障害】 ⑩障害者支援施設、⑪医療型障害児入所施設、⑫府立障がい者自立センター 【その他】 ⑬社会福祉住居施設(日常生活支援住居施設を含む)、⑭生活困窮者・ホームレス自立支援センター、⑮生活困窮者一時宿泊施設、⑯原子爆弾被爆者養護ホーム、⑰生活支援ハウス、⑱婦人保護施設、⑲矯正施設、⑳更生保護施設

問9. 報酬給付の振込先はどこになりますか。

原則、被後見人等の口座へ振り込みます。

問10. 被後見人は自宅などの不動産を保有していますが、預金には余裕がありません。給付は受けられますか。

本市では現に居住に要する不動産については、『預貯金その他の資産の合計50万円』には含みません。

なお、その他の不動産等の資産がある場合は、処分の可否を後見人等からヒアリングの上で判断します(※1)のご相談ください。

(※1) 必要に応じて資産活用ができない旨の理由書の提出を求めます。

問11. 対象者の預貯金その他の資産の合計額が50万円未満とありますが、資産の範囲はどこまででしょうか。

対象者の預貯金や金券・有価証券、貴金属など、すぐに活用可能な資産とします。なお、不動産を保有する場合も現に居住に要しないもので、処分が可能なものは資産とみなします。

また、解約返戻金付の生命保険については、全契約の解約返戻金額が50万円以上の場合は資産とみなします。

なお、その他の処分が困難な資産がある場合は、処分の可否を後見人等からヒアリングの上で判断します(※1)のご相談ください。

(※1) 必要に応じて資産活用ができない旨の理由書の提出を求めます。

問12. 被後見人等が死亡した場合も報酬給付等の給付対象になりますか。

死亡時に本市に居住していれば、申請は可能です。ただし、死亡時の財産により給付が可能であるかを判断します。なお、この場合、後見人等の名義の口座へ振り込むことで、被後見人等への報酬給付に代える事とします。

ただし、申立て費用の給付は、成年後見開始審判後に成年後見登記が行われた者に限ります。

問13. 申立て費用には診断書料は含まれますか。

本市の申立て給付の対象経費には診断書料は含みません。

問14. 申立て費用には専門職種の手数料は対象となりますか。

本市の事業における『申立てに要した費用』には申立て書の作成にかかる専門職種の費用は含みません。

問15. 生活保護受給者に準ずると認められる者はどういう者ですか。

対象者の収入(年金・就労収入など)から必要経費(施設サービス費や医療費・介護費用、住宅費、健康保険・介護保険など各種保険、住民税・固定資産税(※1)など)、報酬給付等の額(※2)を控除した額が、生活保護基準による最低生活費未満である者としてします。

(※1) 資産活用外の不動産にかかる固定資産税のみを対象とします。

(※2) 報酬等給付額は入院・入所に関わらず、在宅の助成限度月額である 28,000 円とします。

問16. 報酬給付について、事前に給付が可能であるか判断してもらえますか。

本市の報酬給付は、後見人の報酬付与審判時において、その報酬を支払う資力の無い者を対象とする制度であり、当該審判時点での生活状況により給付の要否を決定します。

そのため、当該審判時点での対象者の生活保護基準額や収支状況を勘案する必要があることから、事前に報酬給付等の対象を判断する事はできません。

問 17. ショートステイ(短期入所事業)の取り扱いについて教えてください。

(1)居宅から利用する場合(同月内の利用期間が1か月以内の場合)

月の初日にショートステイを利用していても『在宅』基準で積算します。

(2)居宅からショートステイを利用し、同月内の利用期間が1か月を超える場合

該当月は『入院・施設』基準で積算します。

(3)医療機関から退院し、そのまま短期入所事業を利用する場合

該当月は『入院・施設』基準で積算します。

(4)月の初日にショートステイを利用し、その後、医療機関・施設に入院・入所した場合

月の初日の状態によらず、該当月は『入院・施設』基準で積算します。

(5)月を超えてショートステイを利用する場合

上記の(1)、(2)の状態に関わらず、ショートステイの利用期間が月を超え、かつ、利用開始日から30日間を超える場合は、利用開始日から利用終了日までの間を『入院・施設』基準の状態と考えます。

① 月の初日からショートステイを利用し、引き続き、翌月以降30日を超えて利用している場合は、利用開始日の属する月から利用終了日の属する月までを『入院・施設』基準で算定

② 月の途中でショートステイを利用し、引き続き、翌月以降30日を超えて利用している場合は、利用開始日の属する月の翌月から利用終了日の属する月までを『入院・施設』基準で算定

(参考)

介護保険法第8条第9項による短期入所生活介護事業、同条第10項による短期入所療養介護事業、同法第8条の2第7項による介護予防短期入所生活介護事業、同条第8項による介護予防短期入所療養介護事業及び老人福祉法第10条の4第1項第3号による短期入所事業

障害者総合支援法第5条第8項による短期入所事業

問18. 月の初日に退院し、在宅に復帰した場合の取り扱いはどうなりますか。

月の初日に退院した場合、初日の状態は「在宅」基準とします。なお、月の初日に入院した場合は「入院・入所」基準とします。

問19. 月途中の日が後見報酬付与決定の始期である場合の基準・給付額の考え方について教えてください。

その場合は始期を初日とし、その時の状態(在宅か入院・入所)による基準にて月の残りの残日を日割り計算(※1)をします。

(※1) 日割りの基準額は「在宅基準 1日 934円」、「入院・施設基準 1日 600円」

問20. 金銭管理の代理権付与を受けていない場合も報酬給付の申請は可能ですか。

金銭管理の代理権が付与されていないものでも報酬給付の申請は可能ですが、行政、その他に対する給付等の手続きの代理権を付与されている必要はあります。

なお、保佐人・補助人においては、代理権が付与されていなくとも、当事者の同意があれば(同意権)申請手続きを同意のもとで行うことが可能と考えます。

ただし、代理権で申請を行った場合においても、給付は原則、被後見人等の口座への振り込みとなります。ご注意ください。

特段の事情がある場合は、担当課にご相談ください。

※この QA は現時点での考え方となります。給付申請を行う際は、再度、最新版にてご確認をお願いします。